

年 月 日

紀宝町商工会長

様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付申請書

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、リノベーションを行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項各号に定める対象建物及び対象工事を実施することを確認するために紀宝町役場が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

記

住宅・建築物の概要	住宅・建築物の所在地			
	住宅・建築物の種類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他（ ）		
	建築年次	その他 昭和 年 月着工、 平成 不 明 その他 昭和 年 月完成 平成 不 明		
	階数		延べ床面積	m ²

工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日
	総工事費	円
	改修工事に要する経費	円
	補助申請額	円

※添付書類 別紙のとおり

様式第2号（その1）（第5条関係）

紀宝町商工会長

様

確 約 書

私は、紀宝町に住民登録することを確約します。

なお、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第12条各号
のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った補助金を返還します。

年 月 日

申請者 住所

氏名 印

様式第2号（その2）（第5条関係）

紀宝町商工会長

様

二 地 域 居 住 確 約 書

私は、紀宝町に5年以上二地域居住すること（建物所有者と継続して賃貸借契約すること、使用貸借契約すること又は建物所有権を移転しないこと）を確約します。

なお、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第12条各号のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った補助金を返還します。

年 月 日

申請者 住所

氏名 印

第 号
年 月 日

様

紀宝町商工会長

印

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました下記の住宅に関する紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 住宅又は建築物の所在地

3 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、紀宝町商工会長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、紀宝町商工会を被告として（訴訟において紀宝町商工会を代表する者は紀宝町商工会長となります。）、提起することができます。なお、この処分の通知を受け取った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

紀宝町商工会長

様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業の計画を下記のとおり変更したいので、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

1 住宅・建築物の所在地

2 住宅・建築物の種類

3 変更事項

（1） 施工箇所及び施工方法の変更

（2） 補助金額の変更

（3） その他

※添付書類

- ・ 改修工事見積書（変更箇所を示したもの）
- ・ 変更前の工事契約書の写し
- ・ その他変更内容が判断できる書類

第 号
年 月 日

様

紀宝町商工会長

印

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました、下記の住宅・建築物に関する紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅・建築物の所在地

2 住宅・建築物の種類

3 変更後の補助金交付決定額

円

4 その他

年 月 日

紀宝町商工会長

様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業の計画について、下記のとおり事業の遅滞が生じたので、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により報告します。

記

1 住宅・建築物の所在地

2 住宅・建築物の種類

3 遅滞等の内容

4 遅滞等の理由

5 工事完了時期（見込み）

年 月 日

第 号
年 月 日

様

紀宝町商工会長

印

指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、下記の住宅に関する紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業計画遅滞等報告書について、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり指示します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地
- 2 住宅・建築物の種類
- 3 指示の内容

年 月 日

紀宝町商工会長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業計画中止届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業の計画について、下記のとおり中止したいので、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 住宅・建築物の所在地
- 2 住宅・建築物の種類
- 3 中止の理由

年 月 日

紀宝町商工会長 様

申請者
住 所
氏 名 印
電話番号

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業の計画について、下記のとおり事業が完了したので、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、報告します。

記

1 住宅・建築物の所在地

2 住宅・建築物の種類

3 完了の年月日 年 月 日

4 添付書類 別紙のとおり

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

紀宝町商工会長

印

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地
- 2 住宅・建築物の種類
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

年 月 日

紀宝町商工会長

様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金支払請求書

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、
下記のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅・建築物の所在地

2 住宅・建築物の種類

3 支払い請求額

円

4 振込先（申請者本人名義の口座に限る）

振 込 先 金 融 機 関 名	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・（ ）	本店（所） 支店
	預金の種類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

紀宝町商工会長

印

紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付決定取消兼返還命令書

年 月 日付けで、あなたに交付した補助金について、紀宝町移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により交付の決定を取り消しますので、同要綱第 1 3 条の規定により補助金の返還を命じます。

記

1 補助金返還額 金 _____ 円

2 補助金の交付を取り消す理由

3 返還期限 年 月 日

不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、紀宝町商工会長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、紀宝町商工会を被告として（訴訟において紀宝町商工会を代表する者は紀宝町商工会長となります。）、提起することができます。なお、この処分の通知を受け取った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。